

# 議 事 録

## 令和元年度四万十町農業委員会 7月総会

日 時 令和元年7月25日(木)午後3時30分 開議

場 所 四万十町大正 きらら大正 多目的ホール

日 程

- 第1 指定第7号 会期の決定について
- 第2 指定第8号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第8号 非農地証明事務処理報告
- 第4 報告第9号 農地法第4条による許可申請の取下げ願いについて
- 第5 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 第6 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第19号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第20号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 第9 議案第21号 時効取得原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第10 その他

〔出席委員〕

- |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 欠席     |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 欠席    | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 竹内 純  | 17. 欠席    | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄  | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席    | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 欠席    | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 5 濱田 誠 11 甫喜本 治誠 17 中原 英昭 30 澤田 憲男 38 佐々木 通

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長        それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 7 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長            皆さんこんにちは、先ほどは暑い中現地調査をしていただきましてありがとうございました。また、農地パトロールをやらせてもらっておりますが、体調に気を付けてやっていただきたいなと思います。先日役員等と農林水産課の担当でアンケート、意向調査、農地プランの話とか打ち合わせをさせていただきまして、今の予定では 9 月か 10 月くらいからアンケートを始めるということで農林水産課の方とも打合せをしながら段取りをしております。今後農地プランについては、工程表を作ってやりなさいということになっていきます。工程表ができれば皆さんと共にやらせないといけませんので、どうぞご協力をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長            それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 7 月総会を開会いたします。四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、私が議長を務めますのでよろしく願いいたします。

議長            それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 34 番宮谷和夫委員をお願いします。

34 番            四万十町農業委員会憲章の発声

委員            ～朗読～

議長            ありがとうございました。ご着席下さい。  
本日の会議に、5 番 濱田誠委員、11 番 甫喜本治誠委員、17 番 中原英昭、30 番 澤田憲男委員、38 番 佐々木通委員から欠席の届け出ております。

議長            次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 16 名、推進委員 18 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 7 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 7 月総会の会期は、令和元年 7 月 25 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員            （「異議なし」の声あり）

議長            異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 8 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四

万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 9 番、太田祥一委員と、33 番、東出一茂委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第 3、報告第 8 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 8 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。今月は全部で 2 件となっております。1 番からご説明させていただきます。添付資料は 1 ページから 2 ページです。南川口字中ヤシキ 457 番 2、地目、田、面積、140 m<sup>2</sup>です。申請地は 50 年以上前より居宅を建築し、現在にいたっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上が経過している土地のため非農地であると認め、令和元年 6 月 27 日に非農地証明を発行しております。

続きまして西部からです。番号 2 番、添付資料は 3 ページ、4 ページをご覧ください。土地の所在地は、小野字幾屋敷 547 番 2 の 1 筆、地目は田、面積は 153 m<sup>2</sup>です。申請地は平成 12 年 4 月に農業用倉庫を新設し、現在農業用倉庫と農業用道路として利用している状態で、四万十町非農地証明発行事務取扱要領第 4 の(1)のオ、農地法施行規則第 29 条第 1 項に該当する農業用施設等に転用された土地と判断し、令和元年 7 月 5 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部からは以上です。

議長 報告第 8 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第 8 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 9 号「農地法第 4 条による許可申請の取り下げ願いについて」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 9 号 農地法第 4 条による許可申請の取り下げ願いについて報告します。令和元年 5 月 10 日付け、受付番号 4-2 番について、5 月総会にて承認をいただいたところでしたが、県より、不備補正で転用面積変更が必要であると指導があり、再申請のため、一度取り下げします。なお、今回 4 条の申請の中にこの再申請の案件も含まれております。まず、お配りしております別紙のホッチキス止めをしている 1 枚目に、土地利用計画図等記載しております資料をご確認ください。1 枚目は 5 月総会時に添付しておりましたもので、その中の上の部分に赤い線で囲っておりますところが、今回転用面積変更部分になります。2 枚目が今回再申請の添付資料になりますが、現地写真に写っておりますとおり、一部コンクリや擁壁部分になっているところが、前回申請面積に含まれておらず、計 0.2 m<sup>2</sup>を含めた再申請に

なります。また、2枚目に緑で囲ってあります一体利用地も記載しております。こちらは農地ではなく山林部にあり、申請をしていなかったのですが、一体利用地としての記載が必要であったため追加しております。以上、報告します。

議長 報告第9号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第9号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」をご説明いたします。ページは5ページになります。件数は、4件になります。うち、窪川地域3件、西部地域1件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は5ページからになります。それでは、番号1について説明します。土地の所在、金上野字大谷口815番、地目、田、面積、1,048㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が3,962㎡です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。

続きまして、番号2 土地の所在、中村字谷屋敷16番3、地目、畑、面積103㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が176㎡です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。

続きまして、番号3番 土地の所在、中神ノ川字宮ノ西831番1、地目、田、面積594㎡です。以下4筆あり、合計5筆で、面積が6,584㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、高齢のため経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして西部からです。番号4について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の8ページをご覧ください。土地の所在地、小野字幾屋敷547番1、地目、畑、面積1,143㎡です。以下、1筆あり、合計2筆で、面積が1,694㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、高齢化による経営規模縮小です。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を耕作する計画です。以上です。

議長 議案第17号について事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から順番に担当委員の補足説明をお願いします。20番中城康子委員。

20番 7月20日に現地確認をしました。田んぼであることを確認しています。周りには何もなくて他に影響を与えるようなことはないと思います。

議長            それでは、番号 2 番。事務局。

事務局            番号 2 について、欠席の濱田誠委員から、補足説明について、事前に連絡がありましたので報告します。

番号 2 について、譲渡人、譲受人、両者から確認しました。土地の現況は農地であることを確認しております。譲受人は年間 150 日以上生姜等の農作業に従事しており、農地を効率的に利用しています。今回売買に至った経緯ですが、譲渡人は現在県外に在住しており、今後帰郷する意思がなく、譲渡人が譲受人へ家屋と農地の売買の申し出をしたことからです。譲受人はその家屋に付随していた農地も一緒に購入し、今後野菜の栽培をしたいということから、今回の売買に至ったとのこと。取得後も問題なく耕作すると考えられ、以上確認の結果、番号 2 の所有権移転は問題ないと判断しましたとのこと。以上です。

議長            それでは、番号 3 番。24 番市川絢子委員。

24 番            譲受人、譲渡人は叔父、甥の関係でして譲受人の方は平素からこれらの土地を耕作、管理しております。譲渡人は南国市に住んでおられて時々は来ていたようですが、ほとんど譲受人の方がやっていた状態です。問題ないと思います。

議長            それでは、番号 4 番。14 番武内道則委員。

14 番            現況は田であり、周辺農地に悪影響を与えない事を確認しております。譲受人に聞き取りに行つて来ました。譲渡人が高齢で施設に入所することになり、田を買ってもらえないかと相談を受け、売買の契約に至ったとのこと。譲受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手でもあり意欲もありますので、この件は問題ないと考えます。

議長            担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第 17 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長            質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長            異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。  
議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長            挙手全員であります。

よって、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書につきましては 7 ページです。今回は窪川地域から 1 件、西部地域から 1 件となっております。番号 1 についてご説明いたします。添付資料につきましては 9 ページから 10 ページを合わせてご覧いただきたいと思っております。1 番、申請地は 1 筆です。宮内字今大神々主屋式 1958 番、地目、田、面積 1219 m<sup>2</sup>のうち 26.92 m<sup>2</sup>の土地です。申請人は記載のとおりとなっております。転用目的は墓地、理由につきましては、納骨堂の新設となっております。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工地であり第 1 種農地と判断しております。ただし、申請地は第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 37 条第 1 項第 5 号の土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用区域と定められた区域にある土地を当該非農用区域にかかる土地改良事業計画に定められた用途に供するものでありまして、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断をしております。転用計画につきましては、11 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画となっております。周囲の状況ですが、東側、南側、北側はすべて同意ありの農地、西側は申請人の農業用倉庫となっております。土地の造成計画につきましては、造成は特になく現状のまま利用し、整地後に砂利敷き等とする計画となっております。進入路については、西側の県道から自己所有の畑内を通り徒歩にて進入する計画です。排水計画につきましては、雨水のみで自己所有農地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく墓地埋葬法の申請につきましては現在申請中であることを担当課で確認をしております。また、関係土地改良区の意見については、農地転用について差し支えない旨の意見書の提出がされております。また、資金計画につきましては、金融機関の残高証明にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上でございます。

続きまして西部地域からです。

番号 2 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。添付資料は 12 ページから 14 ページになります。土地の所在地相去字松ノ木谷 483 番 1、地目、畑、面積、233 m<sup>2</sup>の内 18.12 m<sup>2</sup>になります。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。当申請地につきましては、すでに納骨堂が新設されていまして、申請人からは法令違反したことについての反省の始末書が提出されております。転用計画につきましては、土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況につきましては、周囲はすべて申請人の農地となっております。土地の造成計画・整地計画につきましては、土地造成造成なしで整地のみとなります。進入路につきましては、南側の実家の敷地から直接進入をします。排水計画につきましては、墓地部分の雨水は自己所有の畑に勾

配をとり、畑にて自然浸透する計画です。関係法令に基づく墓地埋葬法の申請は、現在申請中ということを担当課で確認しております。番号 2 番については以上です。

議長 議案第 18 号について事務局の説明が終わりました。それでは番号 1 番から担当委員の補足説明をお願いします。2 番、掛水委員。

2 番 7 月 20 日の土曜日の朝 9 時から申請人の父親に話を聞いてきました。申請地の用途ですが、出来るだけ早く許可が下り次第着工したいということでした。計画の妥当性ですが面積的にも妥当であると考えます。雨水ですが自然浸透ということで特に問題ありません。

議長 それでは、番号 2 番。事務局。

事務局 今回担当の中原委員が欠席のため、事務局より補足説明いたします。中原委員には、事前に補足説明等について連絡をしており、面積の変更のみでその他については 5 月案件と変更がなく特に問題ないのを確認しております。以上です。

2 番 追加で、この土地自体ですが先ほど事務局が言われましたように、圃場整備、土地改良が 6 年前にあり倉庫等を建設するというので非農用地ということでその時点で外しておりますので、付け加えます。

議長 補足説明が終わりました。  
議案第 18 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 先ほどの非農用地というのは、農舎を建てる目的で非農用地になっているじゃないですか、他の物を建ててもいいのですか。

事務局 土地改良の事業計画の時に、例えば農業用倉庫であったり今回の墓地であったり、必要なものを計画上建てたいと全体計画の中に含めて、今後そういう土地にしたいと先に設定しておいて、全体の計画の中で承認をして事業に着工しているという形になっています。

議長 例えば、非農用地の中で農舎だったのが家を建てたいと目的が変わった場合でもそれは構わないのですか。

事務局 その中に後継者の住宅だったり農舎だったり墓地であったり色々な種類が入っておりまして、今回の方は後継者住宅であったり墓地であったり、一つの中に色々含めておりますので、時間的なものはあると思いますが、それに応じた今回の申請で特に問題ないと、ただ、今言われてるように元と違うものをやるようになって、住宅を建てるとなると協議して聞いてみないと分かりませんが、今回はそれに沿った計画どおりということですよ。

6 番 仮に基盤整備して倉庫を建設するために、非農用地となったということですが、地目は田んぼとしてずっとおくのですか。雑種地とかに転用になるものでしょうか。

事務局 現在、地目は田んぼで現況は畑のような形で使っております。現地を変えるまでは今の、現状のままの地目。その行為をするまでは田んぼとして作らなくてはいけません。

6 番 今も一部は作っているのですか。

事務局 全部作っています。

2 番 当然、地元ですので毎日見っていますが、田んぼとしてではなく、畑として現在耕作しています。今度の納骨堂の建設予定地についても現状は畑のままです。

議長 この場合 27 m<sup>2</sup>は、分筆はしていないんですよね。

事務局 分筆はしていません。

議長 位置図だけですか。

事務局 位置図だけです。

議長 例えば、ここに家が建つとなったらどうなります。農舎は構わないと思いますが。

事務局 4 条申請であれば位置特定図で可能なので、それは大丈夫です。ただ、自分で宅地だろうが、地目をきちんとして、今後のことを考えれば分筆をするという事がいい形ですけれど。

議長 例えば、そこで住宅公庫資金を借りたいとなった場合はどうなりますか。

事務局 その場合には分筆を向こうからしてくれと言われます。

議長 質問何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。



議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 18 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 19 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 19 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和元年 8 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いいたします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは 9 ページからになります。件数は、窪川地域の 6 件になります。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所及び、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。番号 1 番から番号 5 までは、農地中間管理事業の関係ですので、まとめて説明します。添付資料、位置図等は 16 ページからになります。土地の所在、番号 1、下呉地字野地ノ川 399 番 2、地目、畑、面積、317 m<sup>2</sup>。

番号 2、下呉地字野地ノ川 399 番 4、地目、畑、面積、248 m<sup>2</sup>。以下、1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 724 m<sup>2</sup>。

番号 3、影野字サデガスソ 18 番、地目、田、面積、1,555 m<sup>2</sup>。以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積が 7,637 m<sup>2</sup>。

番号 4、奥呉地字平野屋敷 913 番、地目、田、面積、3,034 m<sup>2</sup>。以下 6 筆あり、合計 7 筆で、面積が 12,413 m<sup>2</sup>。

番号 5、黒石字山ノ下、1,576 番、地目、田、面積、3,047 m<sup>2</sup>。以下 12 筆あり、合計 13 筆で、面積が 26,196 m<sup>2</sup>です。設定はすべて新規です。期間は、番号 1 から番号 3 が、令和元年 8 月 1 日から、令和 16 年 7 月 31 日までの 15 年、番号 4、番号 5 が、令和元年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 10 年間です。権利はすべて使用賃借権での設定です。

続きまして、番号 6、番号 6 は、先月の議案で所有者から農地中間管理機構へ所有権移転の許可をした農地で、今回再度中間管理機構から耕作者へ所有権移転をするものです。土地の所在、高野字イオセ 874 番、地目、田、面積、1,713 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。権利の種類は、所有権移転の売買です。譲渡人は認定農業者です。以上で説明を終わります。

議長 議案第 19 号について事務局の説明が終わりました。1 番から 5 番につきましては中間管理機構に設定するというのでこれは外して 6 番につきまして担当委員の補足説明をお願いします。23 番、西内委員。

23 番 7 月 22 日に現地確認と譲受人からの聞き取り調査をしました。申請地 874 番は圃場

整備済の田で現在は生姜を栽培しており、譲受人は、認定農業者でもありすべての条件をクリアしており、番号 6 番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 19 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 19 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 19 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 20 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。議案第 20 号 番号 1 番、2 番は議席番号 7 番浜田大彰委員、議席番号 28 番大西博之委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、退席をしていただき、番号 1 番、2 番の審議、採決を行います。その後には番号 3 番から 5 番の審議、採決を行います。

それでは、7 番浜田大彰委員と、28 番大西博之委員は退席をお願いします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 20 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは 13 ページからになります。件数は 5 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所及び、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 37 ページからとなります。それでは、番号 1、番号 2 を説明します。

番号 1、土地の所在、下呉地字野地ノ川 399 番 2、地目、畑、面積 317 m<sup>2</sup>です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,041 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 16 年 7 月 31 日までです。栗を栽培する計画です。

続きまして、番号 2、土地の所在、影野字サデガスソ 18 番、地目、田、面積 1,555 m<sup>2</sup>です。以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積 7,637 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 16 年 7 月 31 日までです。栗とネギを栽培す

る計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。  
8番、宮崎委員。

8番 番号1番と2番です。22日に借受人の方から確認して参りました。借受人の方は認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。配分計画案どおりに特に問題ないと判断しました。

議長 議案第20号の番号1番、2番について質疑を許します。質疑はありませんか。  
  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
  
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第20号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番、2番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第20号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番、2番は原案のとおり可決されました。  
7番浜田大彰委員と28番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 浜田大彰委員、大西博之委員、番号1番、2番は原案のとおり可決されました。  
続いて、番号3番から5番の審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 番号3番から5番について説明します。添付資料、位置図等は41ページからとなります。

番号3、土地の所在、奥呉地字平野屋敷913番、地目、田、面積、3,034㎡です。以下6筆あり、合計7筆で、面積が12,413㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和11年7月31日までです。水稻を栽培する計画です。

番号4、土地の所在、黒石字馬吾郎1399番、地目、田、面積3,220㎡です。以下4筆あり、合計5筆で、面積9,269㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和11年7月31日までです。水稻を栽培する計画です。

番号5、土地の所在、黒石字山ノ下1,576番、地目、田、面積3,047㎡です。以下7筆あり、合計8筆で、面積が16,927㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和11年7月31日までです。水稻を栽培する計画です。以上で説明を終わります。

議長 議案第 20 号 番号 3 番から 5 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。はい。28 番、大西委員。

28 番 借受人に聞き取り調査をしてきました。借受人は地域の担い手でもあり、水稻、特に酒米を中心に作付けしています。特に問題ないと思います。

議長 それでは、番号 4 番、5 番、事務局。

事務局 番号 4、番号 5 について、欠席の澤田憲男委員から、補足説明について事前に連絡がありましたので報告します。

番号 4、番号 5 の利用配分計画について、現地及び実施内容等、確認した結果、他への影響等、特に問題はないと認められます。配分後の耕作作物については、水稻を栽培するとのことです。以上です。

議長 番号 3 番から 5 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 20 号「農地利用配分計画案に対する意見決定について番号 3 番から 5 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 3 番から 5 番は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9 議案第 21 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 21 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。十川字ナカヲク 1065 番 1、地目、田、面積 22 m<sup>2</sup>と、同じく 1065 番 3、地目、田、面積、66 m<sup>2</sup>につきまして、令和元年 6 月 5 日受付、登記原因、平成 11 年 1 月 15 日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は添付資料の 48 ページから 50 ページの時効取得の位置図、写真等のとおりで、権利者がずっと畑として管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田または畑である土地について時効取得を原因とする権利の移転または設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知にかかる事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し報告書を県知事に提出することとなっております。審議決定をお願いいたします。

議長 議案第 21 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。14 番、武内道則委員。

14 番 7 月 5 日、事務局長、事務局、私の 3 人で現地に行き、権利者、義務者の方にもおいでいただき、5 人で確認しました。権利者、義務者、両方の方にお話を聞きました。権利者は平成 11 年 1 月に義務者からこの土地を購入し、自己所有地として管理してきており、時効取得による所有権移転の登記となったとのことでした。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 21 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 21 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10 「その他」の件について議題とします。事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さん何かありませんか。

なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 7 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 55 分